

斜面防災主任技能者試験実施規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が実施する
斜面防災主任技能者試験事務（以下「試験事務」という。）の実施に関し、必要な事項を
定める。

(試験事務実施の基本方針)

第2条 試験事務は、この規程により、厳正、確実、かつ、公正に実施するものとする。

(試験事務を行う時間及び休日)

第3条 試験事務を行う時間は、休日を除き、午前10時から午後4時までとする。

2 試験の実施日に試験事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月27日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (4) 協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(試験事務を行う事務所)

第4条 試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所 一般社団法人斜面防災対策技術協会
所在地 東京都千代田区平河町2丁目7番4号

(試験の実施時期及び試験地)

第5条 試験の実施時期及び試験地は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 試験の実施時期 6月下旬から7月上旬の間
- (2) 試験地 全国7ヶ所以上

第2章 受験資格

(受験資格)

第6条 試験は、斜面防災工事（地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事（雪崩対策工事を含む。）及び関係工事）（以下「工事」という。）に関し5年以上の実務経験を有する者で、実務経験年数のうち1年以上の工事の施工に関する指導監督的経験を有する者でなけれ

ば、これを受けることができない。

(欠格)

第7条 次の事項に該当する者は、受験することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

第3章 受験の申込み等

(受験の申込み)

第8条 試験を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受験願書（協会所定のもの）
- (2) 実務経験証明書（協会所定のもの）
- (3) 住民票（抄本）

(受験申込書の審査・受理)

第9条 受験の申込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること
 - (2) 必要な書類が添付されていること
 - (3) 受験申込者が第6条に規定する受験資格を有している者であること
 - (4) 第10条に規定する受験手数料が払い込まれていること
- 2 前項の審査は、受験申込書及び添付書類により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、受験申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させた後、受理するものとする。

第4章 受験手数料等

(受験手数料)

第10条 受験手数料の金額は、以下のとおりとする。

一般	11,000円（税込み）
協会正会員企業に所属する者	5,500円（税込み）

(受験手数料の収納)

第11条 受験しようとする者は、受験手数料を郵便振替により納付し、振込の際発行される振替払込請求書兼受領証の写しを受験願書に貼付しなければならない。

- 2 前項の振込に要する費用は、受験申請者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第12条 収納した受験手数料は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 第 9 条の審査の結果、受験資格を有しないと認められたとき
- (2) 協会の責に帰すべき事由により試験を受けることができなかったとき

(受験手数料の返還方法)

第 13 条 受験手数料の返還は、返還する理由を通知し、受験申請者が指定する銀行口座若しくは受験申請者あて郵便小為替をもって返還する。但し、第 12 条 (1) の場合に返還する金額は、受験手数料から所要の手数を差し引いた金額とする。

第 5 章 試験の実施方法等

(試験の公告)

第 14 条 試験の実施期日、実施場所、その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会ホームページ等により公告する。

(試験の内容)

第 15 条 試験については次の通り行う。

工事に関する一般、関係法令、工事の施工管理、工程管理、品質管理、安全管理等についての知識を確認 (多肢選択式・四択) する内容とする。

(試験会場の運営)

第 16 条 試験運営小委員会は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、総括試験監理者及び試験監理者を選任し、各試験会場に配置する。

- 2 総括試験監理者は、試験会場の責任者として一切を指揮し、試験の実施を監理する。
- 3 試験監理者は、試験会場における試験の実施、試験用紙の配布、解答用紙の回収、整理を行う。
- 4 総括試験監理者及び試験監理者は、厳正かつ公正に試験を実施しなければならない。

(試験に関する一般事項)

第 17 条 試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。

- 2 試験開始後 30 分までの遅刻者は、受験を認めるものとする。
- 3 受験者の試験会場からの退席は、試験開始後 30 分経過後でなければ認めないものとする。
- 4 試験時に配布した試験用紙等は、解答用紙を除き、特に指定しない限り受験者に持ち帰らせてよいものとする。

(受験中止の措置等)

第 18 条 試験監理者は、試験において不正行為があった者に対しては、受験を中止させ、退場させる。

- 2 試験監理者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。
- 3 総括試験監理者は、前2項の規定に基づく退場者があった場合には、遅滞なく、その氏名、退場させた試験の年月日及び退場させた理由等を会長へ報告するものとする。

(試験問題等の公表)

第 19 条 終了した試験の問題及び合格判定基準は、協会ホームページ等で公表する。

第 6 章 試験委員会

(試験委員会の目的及び組織)

第 20 条 試験事務に関する基本的事項を定めるとともに試験実施の統轄を行うため、試験委員会を置く。

- 2 試験委員会のもとに、試験事務の実施運営等のための試験運営小委員会、試験問題の作成・採点・合否判定等のための試験判定小委員会を置き、試験委員会がこれらを統轄する。

(試験委員会委員の選任等)

第 21 条 試験委員会の定数は、5名以上とし、委員は会長が選考し、理事会の決議を経て、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。

(試験委員長)

第 22 条 試験委員会に委員長（以下「試験委員長」という。）を置く。

- 2 試験委員長は、試験委員の互選により選任し、会長が委嘱する。
- 3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。
- 4 試験委員長に事故があるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職を代理する。

(会議及び議決)

第 23 条 試験委員会は、試験委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

第 7 章 試験運営小委員会

(試験運営小委員会の目的)

第 24 条 試験実施事務のうち、受験者の募集、試験会場の確保・設営、試験の実施・監督、合格者の発表、合格者名簿の管理、会計等の試験業務の運営を行わせるため、試験運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を置く。

(試験運営小委員会委員の選任等)

第25条 運営小委員会委員（以下「運営委員」という。）の定数は、5名以上とし、試験委員会
が選任し、会長が委嘱する。

2 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあつては、前任者の
残任期間とする。

(運営委員長)

第26条 運営小委員会に委員長（以下「運営委員長」という。）を置く。

2 運営委員長は、運営委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

3 運営委員長は、運営小委員会の職務を統括する。

4 運営委員長に事故があるときは、運営委員長があらかじめ指名した運営委
員が、その職を代理する。

(会議及び議決)

第27条 運営小委員会は、運営委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

第8章 試験判定小委員会

(試験判定小委員会の目的)

第28条 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準等について審議するため、合議制の試験判
定小委員会(以下「判定小委員会」という。)を置く。

(試験判定小委員会委員の選任及び資格等)

第29条 判定小委員会は、5名以上の判定小委員会委員（以下「判定委員」という。）によって組
織する。

2 判定委員は、試験委員会が選任し、会長が委嘱する。

3 判定委員には、学校教育法第1条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校にお
いて砂防学その他本試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若し
くはこれらの職にあつた者又は砂防学その他本試験に関する科目の研究により博士の学位を授
与された者、若しくはこれらの者と同等以上の知識及び経験を有する者を含むこととする。

4 判定委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあつては、前任者
の選任期間とする。

5 判定委員の名簿は非公表とする。

(判定委員長)

第30条 判定小委員会に委員長（以下「判定委員長」という。）を置く。

2 判定委員長は、判定委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

- 3 判定委員長は、判定小委員会の職務を統括する。
- 4 判定委員長に事故があるときは、判定委員長があらかじめ指名した判定委員が、その職を代理する。

(判定委員の解任)

第 31 条 会長は、判定委員が次のいずれかに該当する場合は、試験委員会の議決を経て、その判定委員を解任する。

- (1) 職務上の義務違反その他判定委員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 判定委員から辞任の申し出があったとき

(会議及び議決)

第 32 条 判定小委員会は、判定委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、判定委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。
- 3 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準については、出席した判定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは判定委員長の決するところによる。

(試験の合格判定基準)

第 33 条 試験の合格判定基準は、次に定めるところを標準とする。

試験の合格基準は 60%以上とする。

(合否の判定等)

第 34 条 試験の答案の採点、合否の判定は、判定小委員会が行うものとする。

- 2 会長は、判定小委員会の合否の判定を受け合格者を決定するものとする。
- 3 合格者は、本人に通知するとともに、学会のホームページ等で公表するものとする。

第 9 章 合格証明書の交付等

(合格証明書の交付)

第 35 条 会長は、試験に合格した者に対し、合格証明書を交付する。

(再交付)

第 36 条 合格者は、合格証明書の再交付を申請することができる。

- 2 再交付を申請する者は、必要な事項を記載した再交付申請書（様式は、会長が別に定める。）を提出するとともに、会長が実費を勘案して別に定める額の手数料を納入しなければならない。

第 10 章 雑 則

(受験者の不正行為に対する措置)

第 37 条 会長は、不正な方法により試験を受けようとした者に対し、試験を受けることを禁じ

ることができる。

2 会長は、不正な方法により試験を受けた者に対し、その合格を無効とすることができる。

(天災等の措置)

第 38 条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、あらかじめ会長が別に定める。

(秘密の保持)

第 39 条 理事若しくは試験事務に携わった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第 40 条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

2 帳簿には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 試験の実施年月日
- (2) 試験の実施場所
- (3) 受験者の氏名、生年月日、住所及び合否の別
- (4) 試験合格者は、登録及び証明等に係る管理番号

3 保存すべき書類は、次のものとする。

- (1) 受験申込書及び添付資料
- (2) 終了した試験の問題及び解答用紙

4 帳簿は、電子計算機のファイル又磁気ディスク等に、記載事項を必要に応じ紙面に表示できるようにして記録保存するものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 41 条 帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 受験申込書及び添付資料は、試験を実施した日から 5 年間
- (2) 終了した試験の問題及び解答用紙は、試験を実施した日から 5 年間
- (3) その他の帳簿及び書類については、試験事務の全部を廃止するまで

(帳簿及び書類の保存方法)

第 42 条 前条に規定する帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする。

2 保存期間経過後の帳簿等は、復元することができない方法により廃棄するものとする。

(試験事務の細目)

第 43 条 この規程に定めるもののほか、試験事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、令和7年 3月 7日から施行する。